平成２２年（フ）第４１２号
熊本県宇城市豊野町糸石2340番地、住民票上の住所熊本県宇城市豊野町糸石2339番地５
債務者　川北　広敏
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３２３４号
大阪市淀川区三国本町２－４―18　ハイツ三国511、住民票上の住所兵庫県尼崎市開明町１丁目８番地
債務者　井上　一也
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２７２号
大阪府枚方市津田駅前２丁目25番５―105号
債務者　松本　　信
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２８７号
大阪府東大阪市楠根３丁目14番６号グランドールＫ103号
債務者　山口　　雅（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５６１号
大阪市淀川区十八条３－６－６、住民票上の住所大阪市淀川区十三東３丁目７番８号　第２マンションアサヒ202号
債務者　藤原　正美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６５４号
大阪市住之江区緑木２丁目１番１―404号
債務者　山本　美香
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７１０号
大阪市福島区福島５丁目15番13―304号
債務者　竹内　久史
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７３７号
大阪市生野区中川２丁目15番５号コーポ中川403号
債務者　崔　　福順
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８０３号
大阪市都島区中野町３丁目４番21号ベルエキップオグラン405号
債務者　金光春美こと　金　　春美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８６６号
大阪市北区天神橋８丁目９番２号ＬａＮｏｖｉａＴｅｎｊｉｎｂａｓｉ102号室
債務者　矢野　義典
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９１７号
大阪府大東市朋来２丁目28番604号
債務者　中山　由美（旧姓東村）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０３１号
大阪府東大阪市日下町１丁目１番61号
債務者　赤石　正美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１５２号
大阪市西淀川区姫島６丁目３番25号
債務者　田中　久男
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１５４号
大阪市旭区千林２丁目８番18号川庄ハイツ303号
債務者　大森　志津
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１６６号
大阪府摂津市鳥飼上５丁目３番１―401号
債務者　宮瀬　良枝
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２１４号
大阪府箕面市西小路２丁目９番29号
債務者　三浦　利恵（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２６７号
大阪市港区築港３丁目７番１―802号
債務者　大石　良一
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部